**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年11月17日

長野県知事 田 中 康 夫

**1 入札に付する事項**

## (1) 調達をする物品等及び数量

次の物品の印刷物製造の請負

ア 市町村別建築形態制限図（18区域）	各100部
イ 地方事務所別建築形態制限図（10区域）	各100部

## (2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

## (3) 納入期限

平成16年3月30日

## (4) 納入場所

入札説明書のとおり

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

**4 入札手続等**

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成15年11月28日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県総務部管財課

## (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年12月1日 午後3時

イ 場所 長野県庁本館入札室

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要とします。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

**5 その他**

詳細は、入札説明書によります。

管財課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年11月17日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成15年10月28日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 カウンセリングみんなの会

## 3 代表者の氏名

佐々木 千栄子

## 4 主たる事務所の所在地

飯田市北方3691番地5

## 5 定款に記載された目的

この法人は、カウンセリングを学ぶと共に、現代の社会に必要とされる子育て支援の研究を深め、その実践を通して、子育てに関わる人々やその子らに対し、精神的サポートをはじめとする支援事業を行い、未来ある明るい社会生活の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年11月17日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年11月 4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 みゆき野 アート蔵

3 代表者の氏名

森 昭 和

4 主たる事務所の所在地

下高井郡木島平村上木島680番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、木島平村を訪れる人々や地域住民に対して、美術館の運営を通して地域の芸術に関わる人々の交流を促進し、絵画・音楽・その他の表現活動の場を作ると共に、当館を核に、地域の自然・歴史・伝統などに目を向け、それらを資源とした、美しく文化的な活力有る村空間の創造をはかることを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、長野都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年11月17日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成15年12月 7日（日） 午後1時30分から

(2) 場所 長野市駅周辺整備局 2階会議室 長野市大字栗田972

2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路の変更案

長野都市計画道路 3・3・86号 駅南幹線

平成6年長野県告示第865号の土地の区域のうち、長野市大字栗田の一部を変更します。（別紙素案のとおり）

(2) 変更案の閲覧

公告の日から平成15年12月 5日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年11月28日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、長野県長野建設事務所管理計画課、長野市都市整備部都市計画課又は長野市駅周辺整備局

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

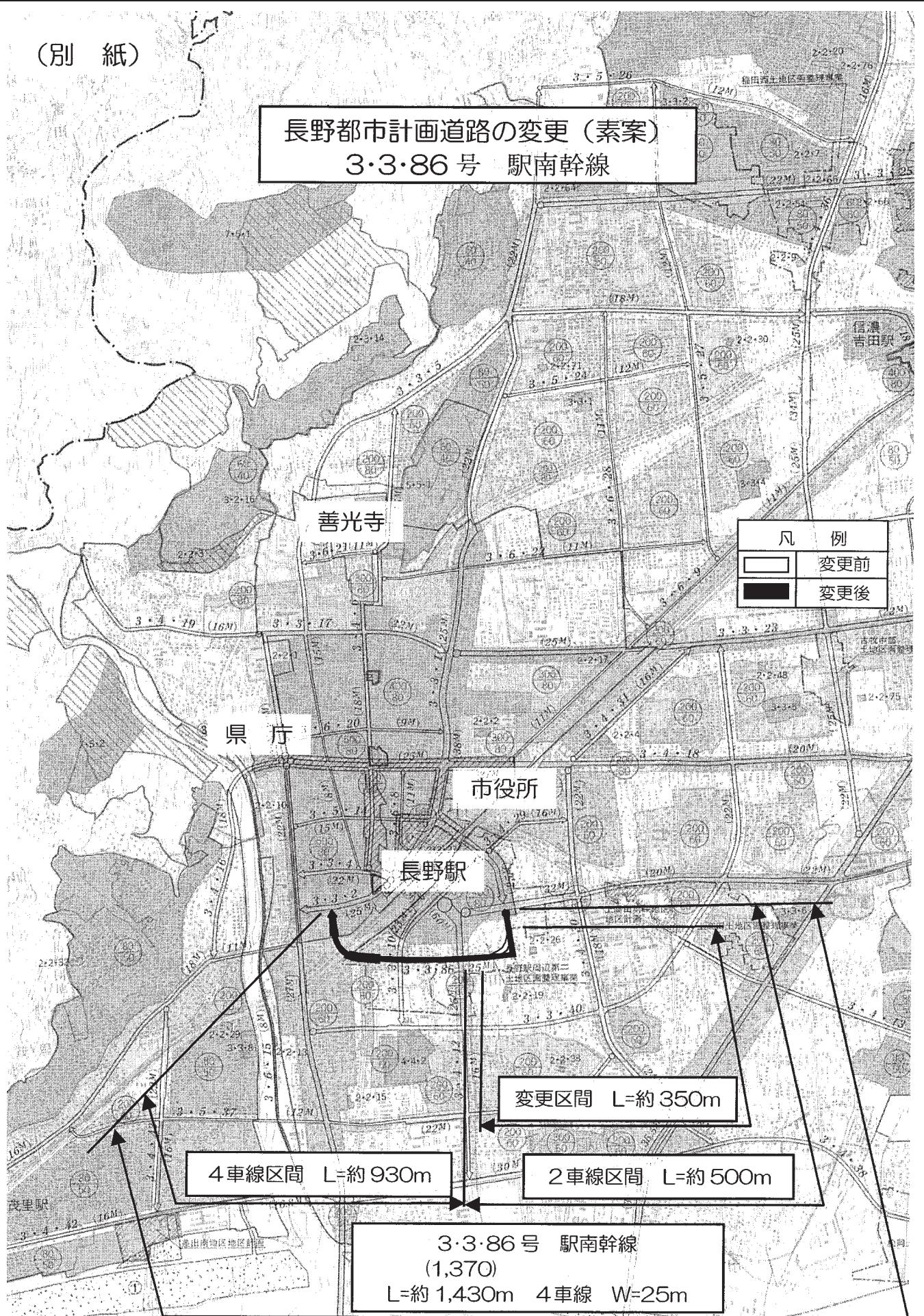
5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(別紙)

## 長野都市計画道路の変更(素案)

3・3・86号 駅南幹線



(別紙様式)

公　述　申　出　書	(整理番号 )
長野都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成15年11月　　日	
長野県知事 田中康夫 様	
公述申出人	
住　所	〒
ふりがな 氏　名	
(電話	)
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。            2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。            3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</small>	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年11月17日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

1 許可番号

平成15年10月7日 長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-18号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字離山下1374-51、1374-53

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都文京区向丘1-14-6

株式会社栄和 代表取締役 坂　　征郎

建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年11月17日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内生義

建築管理課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年11月17日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

建築管理課

1(1) 許可番号

平成15年2月6日 長野県松本地方事務所指令14松地建第8-14号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡三郷村大字温5815-1、5815-2、5815-4、5816、5871-1、5872-1、5872-3、5872-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市埋橋2-6-1

株式会社アステップ信州 代表取締役 池田 良之

2(1) 許可番号

平成15年10月20日 長野県松本地方事務所指令15松地建第22-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘高出字桔梗原1486-923、字桔梗ヶ原1486-925

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字広丘高出1486-187 原 正巳

3(1) 許可番号

平成15年8月18日 長野県指令15建第1-9号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字下西条字山ノ腰342-1、342-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字下西条338

矢沢加工所 代表 塩原輝子

建築管理課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年11月17日

長野県長野地方事務所長 金井範夫

1(1) 許可番号

平成15年10月10日 長野県長野地方事務所指令15長地建第17-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市臥竜5丁目223-3、223-4、224-1、224-9、227-1、227-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字野辺1951-2

有限会社コナミ 代表取締役 南澤貞雄

2(1) 許可番号

平成15年10月16日 長野県指令15建第2-6号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字小河原字雁田道南冲1795-4

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字小河原1795-2 滝沢六郎